

セーフティネット保証4号認定に係るQ&A

No	カテゴリー	質問事項	回答
1	対象者・条件	申請期限はいつまでか？	国による指定期間が「令和2年2月18日～令和3年6月1日」となっているため、令和3年6月1日までの受付分が対象となる予定です。
2	対象者・条件	業種の指定はあるか？	5号認定とは異なり、4号認定は業種の指定はありません。ただし、保証協会の保証を受ける必要があることから、保証協会の保証対象業種であることが必要です。
3	対象者・条件	どのような事業者が対象となるのか？	<p>(1)指定地域(47都道府県)において1年以上継続して事業を行っていること。 ただし、認定申請は、法人の場合は登記上の住所地または事業実体のある事業所の所在地、個人事業主の場合は事業実体のある事業所の所在地の市区町村で行ってください。</p> <p>(2)新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高または販売数量(建設業にあつては、完成工事高または受注残高。以下「売上高等」という。)が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。</p> <p>(1)、(2)いずれの条件も満たすことが必要です。</p> <p>※創業後1年を経過していない場合は、個別に商工労政課までご相談ください。</p>

No	カテゴリー	質問事項	回答
4	対象者・条件	売上高の数値について、「最近1カ月間の売上高」とあるが、具体的に何月の売上高を対象とできるのか？	<p>原則、申請日の直前の月を最近1か月としてください。ただし、月初め等で直前の月の売上高が未確定の場合は、売上高が確定している月で直近の月を最近1か月としてください。</p> <p>また、最近1か月の売上高の対前年同月比で20%以上減少がない場合は、最近6か月の平均売上高と対前年同期の比較も可能となりました。この方法により申請を検討される場合は、事前に商工労政課までご相談ください。</p>
5	対象者・条件	新型コロナウイルス感染症の影響から1年以上経過した後も、売上高は前年同期比で判断してよいか？	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が発生し始めた令和2年2月以後の月の売上高は比較対象に入らず、原則として前々年の同期と比較してください。</p> <p>ただし、事業者によって同感染症の影響を受けた時期は異なるため、前年同期よりも後に同感染症の影響を受けた場合は前年同期と比較してください。</p> <p>例)最近1か月が令和2年12月の場合</p> <p><最近1か月> ○:令和2年12月(実績)と令和元年12月(実績)を比較</p> <p><最近1か月とその後2か月の売上高> ○:令和2年12月(実績)及び令和3年1月～2月(見込み)の合計と令和元年12月、令和2年1月及び平成31年2月(実績)の合計を比較 ×:令和2年12月(実績)及び令和3年1月～2月(見込み)の合計と令和元年12月、令和2年1月～2月(実績)の合計を比較 ※令和2年2月は新型コロナウイルス感染症の影響を受けているため。 ただし、同感染症の影響を令和2年2月時点で受けていなかった場合は令和2年2月を比較対象にしてください。</p>

No	カテゴリー	質問事項	回答
6	申請書類	4号認定申請書の事由名はどのように記載すればよいか？	「令和2年新型コロナウイルス感染症」です。 市ホームページに掲載している書式には予め記載済みなので、上記の文言については特に記入は必要はありません。
7	申請書類	4号認定申請書の「3 売上高が減少し、……理由」についてはどのように記載すればよいか？	新型コロナウイルス感染症により具体的にどのような影響を受け、その影響によってどのような理由で売上高が減少したのかを記載してください。 なお、申請時にヒアリングもさせていただきますので、金融機関のご担当者様等が代理で申請される場合は、事業者様からどのように新型コロナウイルス感染症の影響を受けているか、必ず確認のうえ申請してください。 例)飲食業の場合 「新型コロナウイルス感染症により、団体客のキャンセル〇〇が件発生し、来店客数が減少した影響により売上高が減少した」等
8	申請書類	「原則として最近1ヶ月間の売上高等の減少とその後2ヶ月を含む3ヶ月の売上高等の減少」が要件となっているが、「その後2ヶ月間の見込み」を具体的にどのように算出したらよいか。必要書類以外に、売上見込みについての算出根拠となる資料は別途必要か？	「その後2ヶ月間の見込み」については、新型コロナウイルス感染症の影響による事業への影響を踏まえた売上高の見込みとなることから、基本的には申請者の申出によるものとします。
9	申請書類	申請書類のうち、「指定地域で1年以上営業していることが分かる書類」とあるが、具体的にはどのようなものがあるか？	法人の場合は、商業登記簿謄本(原本・コピーいずれも可。ただし、原則3カ月以内発行のもの)等 個人の場合は、営業許可証の写し 等 上記以外に、開業届のコピー、商工関係団体の加入証明書等が挙げられます。 ※尚、法人・個人いずれも確定申告書2期分(税務署印のあるもの、またはメール詳細添付)を提出し、指定地域で1年以上の営業実績を確認することができる場合には、同書類でも可とします。

No	カテゴリー	質問事項	回答
10	申請書類	売上高の減少が分かる書類については、任意の書式でもよいか？	事業者が作成する任意の書式で可とします。但し、ワードで作った書式などについては、「内容に相違ないこと」の文言の記載、日付の記入、申請者住所氏名の記載、印鑑を押印していただくようお願いします。 ※尚、市の書式である「売上高計算表(4号認定用)」を用いることで、代用が可能です。
11	申請書類	個人情報同意書については、どのような場合に必要か？	申請者本人ではなく、金融機関担当者等の第3者が提出される場合に必要です。
12	申請書類	個人情報同意書の金融機関印はどの印鑑を押せばよいか？	金融機関の支店にある押切印を押印ください。
13	申請書類	申告書等の必要書類について、具体的に教えてほしい。	<個人の場合> 確定申告書のコピー ※但し、白色申告の場合は別途で月別の売上高が分かる試算表等が必要です。 <法人の場合> 確定申告書のコピー、決算報告書のコピー、法人事業概況説明書のコピー ☆いずれも1期分のみで可。
14	申請書類	法人の場合、決算報告書についてはどこまでのコピーの提出が必要か？	貸借対照表、損益計算書、販売管理費の内訳、株主資本変動計算書、個別注記表が挙げられます。勘定科目明細書についても提出していただくことが望ましいです。

No	カテゴリー	質問事項	回答
15	手続き	認定にはどの程度の日数がかかるか？	申請日の午前中に、提出書類に不備が無く受付した場合であれば、2営業日後(市役所の閉庁日は除く)の夕方にはお渡し可能です。
16	手続き	認定書の有効期限はいつまでか？	認定日を含めて30日間(土日祝日を含む)です。
17	手続き	郵送での受付はできるか？	受付不可。必ず商工労政課窓口(安土町総合支所2階)まで持参をお願いします。
18	手続き	申請書類はどこで手に入れることができるか？	市ホームページ(「利用者別メニュー」⇒「事業者のかた」のページ内)でダウンロード可能です。その他、商工労政課窓口、市役所本庁総合案内にも設置しています。
19	その他	4号と5号の違いは何か。	4号:100%保証、全業種(保証対象業種に限る)、売上減少要件▲20% 5号:80%保証、指定業種あり、売上減少要件▲5% 4号と5号の保証限度額は同枠です。
20	その他	4号もしくは5号どちらを使うべきか？既存の融資を借り換えをすべきか新規で借入すべきか？(借入内容に関する相談)	市では認定業務を行っているのみであり、借入にかかる具体的な相談については各金融機関窓口や保証協会等の関係機関に問い合わせさせていただくようにお願いします。

その他ご不明な点がございましたら、商工労政課(Tel:0748-36-5517)までご相談ください。